クロスボーダーで行われる資産と人の流れに対応する
海外資産運用と戦略の巻

第7回
海外の金融情報サービスの消費税？
Invoiceに税額がなくても終了ではなかった!? リバースチャージの確認手順

GEPAS inc. 代表
Kiyomi Kindaichi

“海外への支払いは対象外”というのは本当だろうか？

日本法人A社は、海外の金融情報会社が提供するオンラインサービスを利用している。世界各国の株価、債券価格、為替レート、市場情報などを閲覧でき、年間利用料は５００万円。しかし届いたInvoiceに日本の消費税は書かれていない。

経理担当者から「海外企業への支払いなので、消費税は対象外でいいですよね」と聞かれたらどう答えればいいだろうか。

国外事業者への支払いだからといって、日本の消費税と無関係とは限らない。ネット経由で提供される一定のサービスは国内取引として課税され、さらに一定の場合には、サービスを受けた日本企業側が申告・納税する「リバースチャージ方式」が適用されるからである。海外の金融データベースや情報配信サービスには、リバースチャージの検討が必要となるものがあり、実務上見落としやすいと言える。

しかも厄介なのは、判定を誤っても、決算時にInvoiceを一覧しただけでは気づけない点にあり、税額の記載がないという「見た目」は、課税対象外の場合と、リバースチャージの対象で相手が請求していないだけの場合とではまったく同じになる。

リバースチャージとは

通常の国内取引では、サービスを提供した事業者が消費税を預かって申告・納税する。しかし提供者が海外企業の場合、日本の消費税を同じ方法で徴収するのは難しい。そこで一定の取引については、逆にサービスを受けた国内事業者に申告・納税義務を負わせる。これがリバースチャージ方式であり、対象となる仕入れを「特定課税仕入れ」という（**図1**）。本稿の中心は、国外事業者から受ける「事業者向け電気通信利用役務の提供」である。

情報を〈買う〉のか〈調べてもらう〉のか

「海外の金融サービス」と聞くと、外国株や外国債券の購入、海外銀行への預金も関係するように思える。しかしこれらは金融商品や取引そのものであり、リバースチャージの問題とは異なっている。国税庁のQ&Aも、国外資産の管理・運用（ネットバンキングを含む）は、途中の連絡にネットを使っていても電気通信利用役務にあたらないとしている。

図1　リバースチャージ方式の仕組み

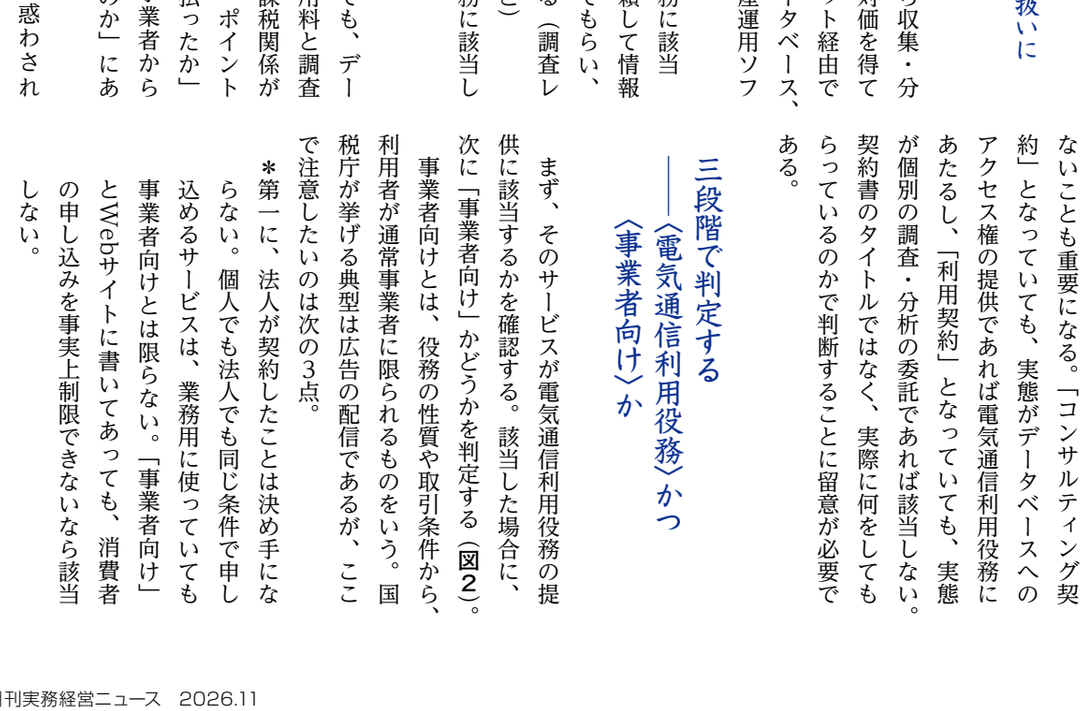

出典：国税庁「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税に関するQ&A」（令和8年6月改訂）

分かれ目は情報の扱いにあった

●国外事業者が自ら収集・分析した情報を、対価を得て閲覧させる、ネット経由で利用させる（データベース、クラウド上の資産運用ソフトなど）
▼電気通信利用役務に該当

●国外事業者に依頼して情報を収集・分析してもらい、結果報告を受ける（調査レポートの委託など）
▼電気通信利用役務に該当しない

同じ５００万円でも、データベースの年間利用料と調査の委託費とでは、課税関係が異なることになる。ポイントは「海外にお金を払ったか」ではなく、「海外事業者から何の提供を受けたのか」にある。

契約書の名称に惑わされないことも重要になる。「コンサルティング契約」となっていても、実態がデータベースへのアクセス権の提供であれば電気通信利用役務にあたるし、「利用契約」となっていても、実態が個別の調査・分析の委託であれば該当しない。契約書のタイトルではなく、実際に何をしてもらっているのかで判断することに留意が必要である。

三段階で判定する
――〈電気通信利用役務〉かつ〈事業者向け〉か

まず、そのサービスが電気通信利用役務の提供に該当するかを確認する。該当した場合に、次に「事業者向け」かどうかを判定する（**図2**）。

事業者向けとは、役務の性質や取引条件から、利用者が通常事業者に限られるものをいう。国税庁が挙げる典型は広告の配信であるが、ここで注意したいのは次の3点。

＊第一に、法人が契約したことは決め手にならない。個人でも法人でも同じ条件で申し込めるサービスは、業務用に使っていても事業者向けとは限らない。「事業者向け」とWebサイトに書いてあっても、消費者の申し込みを事実上制限できないなら該当しない。

図2　3段階で確認する判定フロー

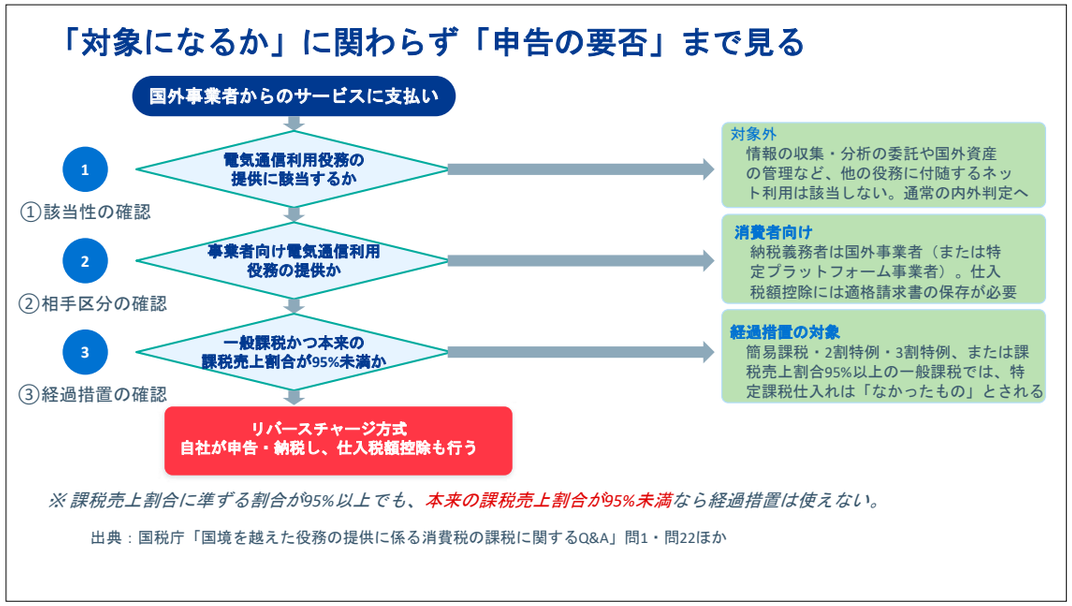

出典：国税庁「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税に関するQ&A」問1・問22ほか

＊第二に、逆もある。企業内で広く使うために利用範囲や人数を個別に交渉し、固有の契約を結んでいるデータベースなどは、取引条件から事業者間取引であることが明らかであり、事業者向けに該当し得る。金融情報サービスにはこの型が多く、したがって、サービス名ではなく、契約書・利用規約・申し込みの実態で判定することは重要となる。

なお、国外事業者が国内代理店を通じて契約交渉・請求を行わせている場合も、契約書等から利用者が事業者であると認識できるものであれば、事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する。代理店を経由しているという事情は判定を左右しない。

＊第三は、課税売上割合95％以上（下記別掲）あわせて次の点も押さえておきたい。

国外事業者には、リバースチャージ対象である旨をあらかじめ表示する義務があるが、表示がなくても納税義務は成立する。

＊提供者が免税事業者でも、事業者向けならリバースチャージの対象である。

＊国内に支店があっても、外国法人は国外事業者である。

＊内外判定は、役務の提供を受ける者の住所もしくは居所、または本店もしくは主たる事務所の所在地で行う。

したがって、国内に本店がある法人の海外支店に対して行われる提供は、内外判定上は国内取引となる（提供者が国内・国外いずれの事業者であっても課税される）。もっとも、これが事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する場合には別の特則があり、国内事業者が国外事業所等で受け、専ら国外で行う資産の譲渡等にのみ要するものは、リバースチャージ方式による申告・納税の対象外（国外取引）として扱われる。

Invoiceに税額がないときは、2つのパターン

Invoiceに日本の消費税がないという事実だけでは何も判定はできないため、考えられるのは次の2つになる。

＊事業者向けの場合：国外事業者は日本の消費税を請求せず、A社が自ら申告・納税する（リバースチャージ）。

＊事業者向けでない（消費者向け）場合：納税義務者は原則としてその役務の提供を行う国外事業者である。

A社が仕入税額控除を受けるには、登録番号の記載された適格請求書の保存が必要になる。ただし、令和7年4月以降は、一定の消費者向け電気通信利用役務の提供のうち「プラットフォーム課税」の対象となるものについては、国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者が、その役務の提供を行ったものとみなされて申告・納税を行う。

この場合、仕入税額控除に必要な適格請求書等も、実際のサービス提供者ではなく特定プラットフォーム事業者から交付を受けることになる。

つまり「税額がない＝無関係」にはなり得ず、「どちらの型か」を確認することが出発点となる。

肝心なのは「課税売上割合95％」だった

事業者向けに該当しても、すべての企業がリバースチャージで申告するわけではない。当分の間、次の課税期間は特定課税仕入れが「なかったもの」とされる（申告も仕入税額控除も行わない）。

＊一般課税で、課税売上割合が95％以上の課税期間

＊簡易課税制度、または2割特例・3割特例が適用される課税期間

したがって実際に申告が必要になるのは、一般課税で課税売上割合が95％未満の事業者である。金融・保険取引には非課税取引が多く、課税売上割合が95％未満となりやすい。海外の金融情報サービスというテーマが必要になる業種であると言える。

なお、2割特例は令和8年9月30日の属する課税期間で終了し、法人への延長はない。個人事業者には、令和9年分・令和10年分について、納付税額を売上税額の3割とする3割特例が新設されている（3割特例が適用される課税期間も、特定課税仕入れはなかったものとされる点は2割特例と同じ）。クライアントが2割特例の終了後に一般課税へ移行する場合には、これまで「なかったもの」とされていた特定課税仕入れが申告対象となる可能性がある。とりわけ課税売上割合が95％未満となる事業者については、このタイミングで国外事業者から受けるサービスを改めて確認したい。なお、簡易課税へ移行する場合は、引き続き特定課税仕入れはなかったものとされるためこの限りではない。

また、課税売上割合に準ずる割合の承認を受け、それが95％以上であっても本来の課税売上割合が95％未満なら経過措置は使えない。この場合、特定課税仕入れの仕入控除税額も準ずる割合で計算することになる。

500万円だと消費税額いくら？

次は、当該サービスが事業者向け電気通信利用役務の提供に該当する前提の例である（**図3**）。A社は一般課税、課税売上割合は80％とする。

特定課税仕入れの課税標準は支払った金額そのままである。税込みの対価から税抜きにする

図3　数値例｜年間500万円のサービスなら

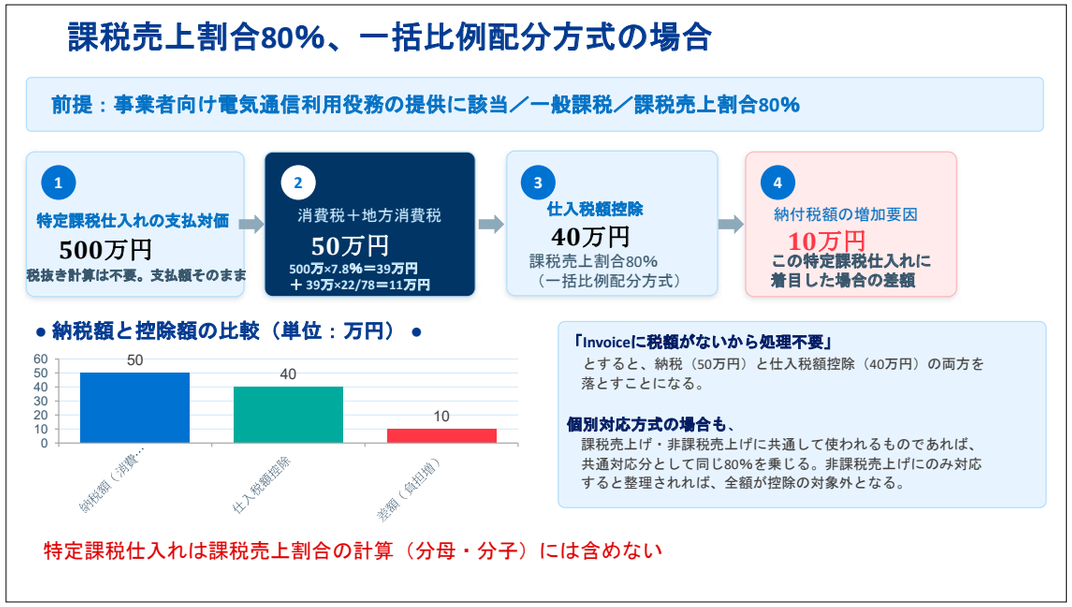

合の計算（分母・分子）には含めない。

● 「Invoiceに税額がないから処理不要」とすれば、この納税と控除の両方を落とすことになる。

税務実務側で誤りやすいパターン

①「海外への支払い＝対象外」とした

▼電気通信利用役務は、サービスを受ける者の住所等で内外判定するため送金先では決まらない。

②Invoiceに税額がないので「不課税」とした

▼リバースチャージは、そもそも日本の消費税を請求しない仕組みである。

③「法人が使っている＝事業者向け」と判断した

▼逆に、一般消費者も申し込めるサービスという理由で「事業者向けではない」と決めるのも危険である。個別交渉により利用範囲や人数等を定めた固有契約であれば、取引条件から事業者向けに該当することがある。

④課税売上割合を確認しなかった

▼一般課税か簡易課税か、割合が95%以上か未満かで申告の要否が決まる。

⑤契約書の名称や請求書の科目名だけで判断してしまった

＊消費税：500万円×7・8％＝39万円

＊地方消費税：39万円×22／78＝11万円（合計50万円）

一方、仕入税額控除は課税売上割合80％（一括比例配分方式）で40万円となる。この特定課税仕入れに着目すれば、差し引き10万円が納付税額の増加要因となる（会社全体の納付税額は、他の課税売上・課税仕入れ等と合わせて計算する）。個別対応方式を採る場合も、この情報サービスが課税売上・非課税売上に共通して使われるものであれば、共通対応分として同じ80％を乗じる。仮に非課税売上にのみ対応する仕入れと整理できれば、その部分は全額控除の対象外となり負担はさらに重くなる。なお、特定課税仕入れ自体は課税売上割合の計算は不要。

図4　税理士のための実務チェックリスト

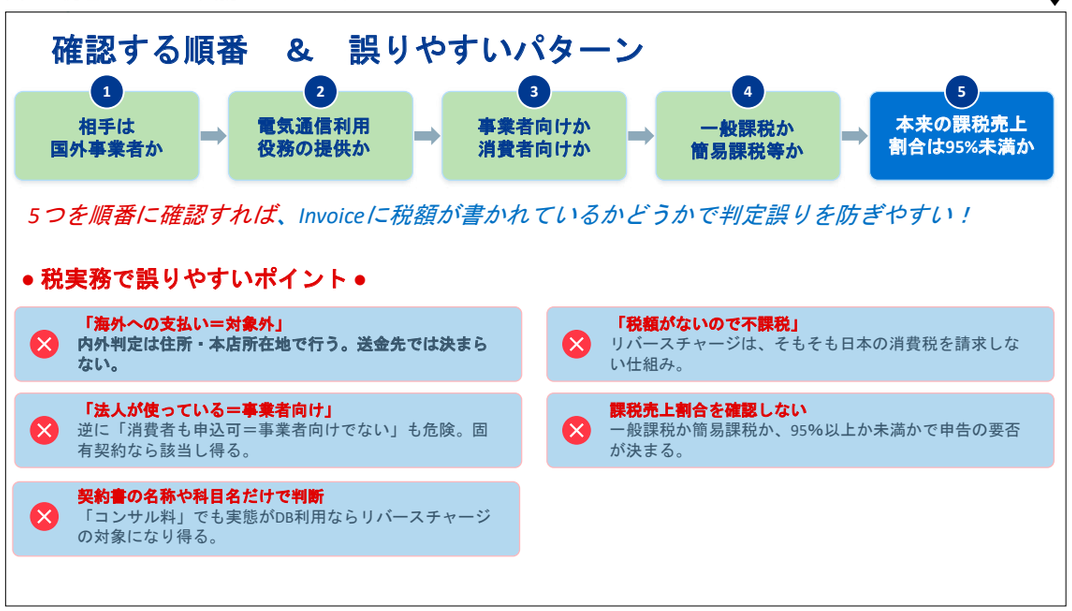

「コンサルティング料」「システム利用料」といった名目は、実態と一致しているとは限らない。何を提供してもらっているか、実際のサービス内容まで確認する。

最初に確認する資料と仕組みづくり

該当する支払いを見つけたら、Invoiceに限らず、契約書・利用規約・サービス内容の分かる資料・支払先の所在地・利用者の範囲を確認する（**図4**）。

順番は次のとおりである。

①提供者は国外事業者か

②何の提供を受けているか（情報を買うのか、調べてもらうのか）

③ネット経由の役務か

④事業者向けか

⑤一般課税か簡易課税等か

⑥本来の課税売上割合は95％未満か

特定課税仕入れについて仕入税額控除を受ける場合には、通常の課税仕入れと異なり、法定事項を記載した帳簿のみの保存で足りるが、帳簿には、①相手方の名称、②取引年月日、③内容、④支払対価の額に加え、⑤「特定課税仕入れに係るものである旨」を記載する。このため、会計処理の段階で通常の国外支払と区分して管理しておくことが重要となる。

課題は、その課税期間の最終的な課税売上割合が課税期間の終了まで確定しないことにあり、決算時に初めて検討するのでは遅いため、会計ソフトに海外送金用の補助科目や税区分が用意されているか確認し、期中から国外事業者への支払いを事業者向けと見込まれるものには「特定課税仕入」の税区分を付けて、他の仕入れと区分して管理しておくと期末の集計が楽になる。

「何を買ったのか」もおさえる

現在では、海外から購入するのは物品に限らず、データ、ソフトウェア、広告、情報サービスなど、デジタルサービスの購入が日常になっている。だからといって「海外のサービス」「オンラインだから」とリバースチャージになるわけでもない。何のサービスか、事業者向けか、そして自社の課税売上割合はいくらか。この順に確認することが要点で、確認は「海外に

いくら送金したか」だけに留まらず「海外から何を買ったのか」まで踏み込むことで、それが、国境を越えたデジタルサービスの消費税を見落とさない第一歩となる。

あらためて確認の順番を整理すると、①相手は国外事業者か、②電気通信利用役務の提供に該当するか、③事業者向けか消費者向けか、④一般課税か簡易課税・2割特例・3割特例か、⑤本来の課税売上割合は95％未満か（課税売上割合に準ずる割合が95％以上であっても、本来の割合が95％未満なら経過措置は使えない）。

この5つを順に追っていくことは、海外の金融情報サービスに限らず、海外広告プラットフォーム、海外の調査ツールなど、国外からのデジタルサービス全般に応用できる確認手順になると考えられる。

【参考】国税庁

- 「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税に関するQ&A」（令和8年6月改訂）
- 「No.6118　国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係」
- 「事業者向け電気通信利用役務の提供の範囲」

Kiyomi Kindaichi（金田一喜代美）

税理士・CFP®・CIPS®・国際不動産投資コンサルタント（JARECO）
中小および大企業の国内税務の豊富な経験を20年以上有したあと、辻・本郷税理士法人にて国際資産税準備室長を経て国際税務にて独立をした。その後2024年10月には国際資産専門コンサルGEPAS inc.を設立。現在カチエル等で個人国際税務相談員に着任しながら世界各国の多くの個人・相続の国際実務経験を有する。的確な対応に顧客から高評価と篤い信頼を受ける。中央大学法学部卒、慶応義塾大学大学院商学研究科修了、シンガポール三田会、和僑会等会員。